

耕作者が不在となった大規模遊休農地を農地中間管理機構等の活用により担い手に集積・集約

さんのへまち
〔青森県三戸町〕

新規就農	企業参入	6次産業化	農地中間管理機構
粗放の利用・スマート農業	鳥獣害対策	地域・集落の共同活動	その他

1. 地域農業の状況

- 三戸町は青森県の南端に位置し、南を岩手県、西を秋田県と接している。
- 農業は、水稻と葉たばこの複合経営や、プラム等の豊富な果樹にトマト等の野菜を組み合わせた複合経営が主体となっている。



- その三戸町の北西部に位置する老久保・毒久保地区は水稻、葉たばこ、にんにくが作付けされている中山間地域の小さな集落である。
- 当地区では、平成31年に、地域の大規模農家の担い手が急逝したことで、農地が遊休農地化し、病害虫の発生等による近隣農地への影響が懸念されていた。



現地の様子

活用した支援策 R 4 地域集積協力金、集約化奨励金（国）

2. 地区概要

取組主体	三戸町	地区名	おいぼ ぶすくぼ 老久保・毒久保地区
再生面積	13.8ha	取組年次	令和元年7月～令和4年10月
作付作物	水稻	販路	農協等に出荷

3. 取組内容及び効果

農地中間管理事業や所有者不明農地の制度の活用により、地区内の遊休農地を解消

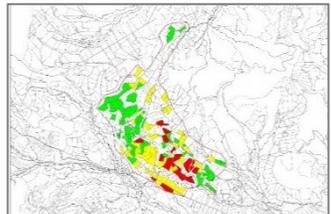
- 地区の代表等から、遊休農地について農業委員会に相談があり、農業委員会では、亡くなった担い手の相続人調査を開始。
- 遊休化した約17haの農地の**相続人不存在が確定**したことから、農業委員会で、**所在者不明農地の制度（知事裁定）**による農地中間管理機構（以下、機構）を活用した貸借を検討。
- 知事裁定による貸借には、賃借料の納付や農地の雑木の伐採・伐根等の復旧費用の負担がネックとなっていたが、集落の話し合いの場で、機構から、**復旧に係る経費は、賃借料と相殺可能**であるとの説明を受け、農地の借入希望者が出てきたことから、知事裁定による貸借の手続を進めることとなった。
- 併せて、**農地中間管理機構を通じて地域の農地を担い手に集積することにより、機構集積協力金の対象**となることを県及び機構から提案され、地域集積協議会を設立し、集約・集積に取り組むこととした。
- これらの取組の結果、令和4年度に地域の担い手が当該農地を借受け、農地の集積・集約化が実現したことにより、**地区内の遊休農地（13.8ha）を解消**するに至った。



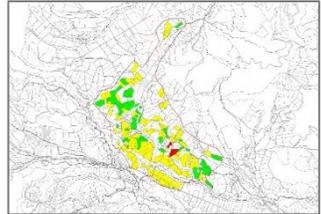
地区への事業説明の様子

取組前後の農地利用図

- 担い手（耕作中）
- 非担い手（耕作中）
- 未相続農地（遊休農地）



機構活用前（R3）



機構活用後（R4）